

演習2

コアメンバー会議 アセスメントと支援計画 評価と終結

（公財）東京都福祉保健財団
高齢者権利擁護支援センター

1

演習の目的

- ① 演習事例の対応をワークシートを記入しながら考えていく事で、虐待対応のプロセスを理解し身につける。
- ② ワークシートを活用することで、研修後も「今は何のシートを記入する段階なのか」を意識できるようにする。
- ③ ワークを通して、対人援助の原点を再確認する。

本日の構成

□段階別演習

- コアメンバーで方針を決定する段階 ワークと講義
- 緊急対応とさらなるアセスメントの段階
- 終結に向けて支援体制を整えている段階

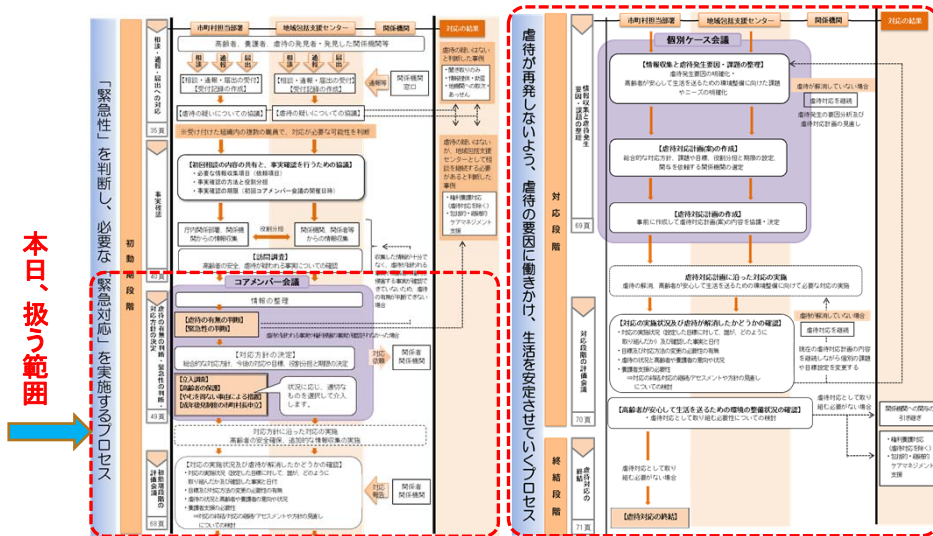
個別ケース会議でのアセスメント、支援計画のワークと講義

- 支援の評価・見直しの段階 ミニワークと講義
- 虐待対応の終結の段階 事例での確認

□緊急対応の実際について

講義

●養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図（ワーク用フロー図参照）



「緊急性」を判断し、必要な「緊急対応」を実施するプロセス ⇒ 虐待が再発しないよう、虐待の要因に働きかけ、生活を安定させていくプロセス

コアメンバーで 方針を決定する段階

再度！

コアメンバー会議で決定する内容

- 高齢者虐待の有無の判断
 - 「疑いあり」「不明」をそのままにせず、事実確認を継続する
- 緊急性の判断
 - 権限行使の必要性や、今すぐに対応しなければならないことは何か？
- 今後の対応方針の決定
 - 今の時点でのアセスメントを要約し、方針を決定する
 - 初動期には、情報が不足しているため、さらに集めるべき情報を決定することも多い

再度！

コアメンバー会議のポイント

コアメンバー	高齢者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は、委託先の担当職員を含む。 事例対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
--------	--

「厚生労働省マニュアル(H18)p.57」より引用

事例の内容に応じて、庁内関係部署の職員(生活保護ケースワーカー、保健センター保健師等)や、専門的に助言をすることができる者(医師や弁護士等)の出席を要請することがある。

平成30年度厚生労働省調査結果では、**相談・通報受付から虐待判断までの期間の中央値は1日(翌日)**。多くの事例で、通報受付後、翌日には虐待の有無の判断が行われていると考えられる。

社会福祉士会の手引きでは、相談・通報受付後、48時間以内の事実確認とコアメンバー会議開催を推奨。

7

コアメンバー会議での判断内容① 虐待の有無の判断

- 虐待があるという判断は、**客観的事実**に基づいて行う
 - **確かな裏付け**
 - ・ デイサービスの送迎時に、殴っているのを見た(複数が直接目撃)
→ 目撃した内容を忘れてしまうことが無いように、複数機関それぞれが記録
 - いくつかの証拠の**組み合わせ**
 - ・ 「殴られた」という本人の言葉＋その部位に痣がある
→ 本人から聴き取った言葉の記録(直接聞いた人が作成した記録)＋痣の写真
- ※「叩いた」「殴った」と養護者が認めていなければ、虐待があると判断できないわけではない
- ※区市町村職員が直接目視していないから、判断できないわけではない
- ※一つの証言だけがある場合には、その証言が**勘違いや思い込み等の可能性があるかどうかを検証**する(確かな裏付けのある虐待について判断する)

コアメンバー会議での判断内容② 緊急対応の決定

- 高齢者の生命・身体・財産の保護のために必要な緊急対応を決定する
 - ・ 客観的事実に基づき、緊急性を判断して、どう対応するか決定する
 - ・ 緊急性の判断について話し合える指標(リスクアセスメントシート)があると決定しやすいが、指標に載っていないものでも、緊急性が高いものがあるので注意する。
 - ・ 「本人の状況」+「養護者の状況」「二人をとりまく環境」から、総合的に判断
- 分離の判断だけではなく、財産の保護についても検討
- 直接的な援助を行う場合もある(水分や食料を届ける等)

※緊急対応の具体的内容については、スライドNO.60～

コアメンバー会議での判断内容③ 今後の方針決定

- 事実の確認の継続
 - ・ 虐待の有無を「あり」と判断している場合も、発生状況等の具体的状況をつかむ事実確認を続ける
- 当事者の支援に必要な情報収集
 - ・ 本人のアセスメント(判断能力、意思・意向、認知症の行動・心理症状など)
 - ・ 養護者のアセスメント(支援の必要性の確認、虐待行為についての告知、意識づけの必要性等)
- 支援体制の組み立て
 - ・ 関係部署・関係機関への協力要請
 - ・ 各種制度の利用手続き支援(本人の支援)
 - ・ 在宅サービス導入支援
 - ・ 医療サービス導入支援

ワーク4. コアメンバー会議のワーク

ワークシート8 「第1回 コアメンバー会議録」(p.14)の口部分(太枠)を記入してみましょう。

緊急性の考え方

- ◆ それまでに記入してきたリスクアセスメントシート等(この演習では、「高齢者虐待対応における緊急保護・緊急対応が必要な状況例」)を参考に、事実確認調査で把握した情報をもとに判断する
- ◆ この演習では…

コアメンバーでの決定の実際

- 委託型地域包括支援センター職員が、緊急対応を行われなければならない状況に突然遭遇した場合には、その場から区市町村職員に電話で相談をして分離等の決定を行うことがあります。(会議を待たない対応)
- その場合でも、改めて、後からコアメンバー会議を行い、組織決定をして、記録を残しておく。

※緊急対応を行う可能性が高い事案については、区市町村職員も同行した訪問調査が望ましい。

- 担当部局管理職が虐待の有無や緊急対応の決定に納得できない場合には、コアメンバー会議に出席することが原則。(会議に出ない人が、会議の決定をひっくり返すことが無いように)

13

緊急対応と さらなるアセスメントの段階

背景・要因をつかみ、リスクを予測する

☆背景・要因

高齢者に軽度認知症と
思われる症状がある

多額の消費者被害に
あった

二人きりの生活と孤立
した介護

介護や認知症医療への
偏った情報に基づく誤
解

①必要な緊急対応をし
ながら、虐待を引き起
こしている背景や要因
をさらに把握する

☆把握している事実

長男が高齢者を
閉じ込めている

必要な医療・介
護サービスを受
けさせていない

怒鳴っている

②背景・要因を明
らかにするためにも、事実確認の継
続や丁寧な聞き
取りが必要

☆生じている事態・サイン

玄関の呼び鈴がならず、
外鍵がかけられ、電話
を使わせない状況

高齢者が長男を怖がっ
ており、支援者と話す
ことをためらった

長男が支援者に対して
当初は拒否的であった

③これらを把握・
分析しつつ、今
後予測される事
態を考える

← 事実確認の手順

15

高齢者虐待を引き起こす背景・因子と考えられるもの①

	項目	例
高齢者（被虐待者） の状況	高齢者の認知症の症状	・ひとりで外出して戻れない ・興奮等BPSDの状態が顕著
	高齢者のその他の身体的自立度の低 さ	・介護依存度の高さ （寝たきり、夜間たびたび介護が必要な状態等） ・医療依存度の高さ（経管栄養や処置等）
	高齢者の精神障害（疑い含む）、高 次脳機能障害、知的障害、認知機能 の低下	・コミュニケーション機能の低下 ・判断能力の低下 ・金銭管理・財産管理能力等の低下
	高齢者本人の性格や人格（に基づく 言動）	・性格的な偏り（こだわり）
	高齢者の置かれている社会的状況等 により、外部サービスの利用等介護 に問題を生じている	・孤立 ・経済的困窮（無年金等） ・高齢者自身が支援への拒否感がある ・セルフ・ネグレクト
	高齢者への排泄介助の困難さ	・ろう便 ・異性介助等
	その他	・暴力への慣れ、あきらめ ・養護者に対する罪悪感

（「お役立ち帳 改訂版」p54～56一部改変）

16

高齢者虐待を引き起こす背景・因子と考えられるもの②

	項目	例
養護者（虐待者）側の要因	養護者の介護疲れ・介護ストレス	<ul style="list-style-type: none"> ・過度な介護負担 ・排泄介助のストレス（ろう便・頻尿への対応等） ・介護やケアを要する人が世帯に複数存在する状態
	養護者の障害・疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・就労困難・無職・収入不安定 ・経済的困窮、経済的依存
	高齢者と養護者の虐待発生までの人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・長年継続している暴力（暴力の世代間・家族間連鎖） ・力関係の変化・逆転 ・過去からの人間関係の悪さ・希薄・孤立
	養護者の性格や人格（に基づく言動）	<ul style="list-style-type: none"> ・性格的な偏り（こだわり） ・介護への一方的な思い込み
	養護者の知識や情報の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関して無理解・知識不足 ・老化や障害に対する無理解 ・介護知識・技術への助言への拒否や消極的態度 ・介護等に関する技術の不足

（「お役立ち帳 改訂版」 p54～56一部改変） 17

高齢者虐待を引き起こす背景・因子と考えられるもの②（続き）

	項目	例
養護者（虐待者）側の要因	養護者の精神状態が安定していない	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉利用等の手続きができない ・精神的依存
	養護者の飲酒の影響	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症
	養護者の介護力の低下や不足	<ul style="list-style-type: none"> ・老老介護、認認介護、単身介護、障老介護等
	養護者の理解力の不足や低下	<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理能力の課題（浪費癖、使途不明の借金等） ・社会資源・サービス等について誤解・無理解
	養護者の孤立・補助介護者の不在等	<ul style="list-style-type: none"> ・相談できる人がいない状態での介護 ・親族からの孤立
	養護者の外部サービス利用への抵抗感	<ul style="list-style-type: none"> ・支援拒否（生活保護費の受給申請や拒否等）
	養護者の嗜癖・依存	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル依存、買物依存等
養護者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣からの孤立 ・高齢者・養護者に対する指導的言動 	

（「お役立ち帳 改訂版」 p54～56一部改変） 18

高齢者虐待を引き起こす背景・因子と考えられるもの③

	項目	例											
高齢者との関係性と養護者の因子	虐待発生までの人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・長年継続している暴力（暴力の世代間・家族間連鎖） ・力関係の変化・逆転 ・過去からの人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・経済的、精神的依存 											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家族（世帯）の要因</td> <td>経済的困窮（経済的問題）</td> <td>・意図的な高齢者の財産・金銭の搾取や無断使用</td> </tr> <tr> <td>家庭内の経済的利害関係（財産、相続）</td> <td>・関係の悪さ</td> </tr> <tr> <td>家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題</td> <td>・世帯・家族間の折り合いの悪さ</td> </tr> <tr> <td>（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力</td> <td>・主たる介護者以外の家族の認知症への無理解・介護に対する無関心</td> </tr> </tbody> </table>		項目	例	家族（世帯）の要因	経済的困窮（経済的問題）	・意図的な高齢者の財産・金銭の搾取や無断使用	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	・関係の悪さ	家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題	・世帯・家族間の折り合いの悪さ	（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	・主たる介護者以外の家族の認知症への無理解・介護に対する無関心
	項目	例											
家族（世帯）の要因	経済的困窮（経済的問題）	・意図的な高齢者の財産・金銭の搾取や無断使用											
	家庭内の経済的利害関係（財産、相続）	・関係の悪さ											
	家庭における養護者の他家族（虐待者以外）との関係の悪さほか家族関係の問題	・世帯・家族間の折り合いの悪さ											
	（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	・主たる介護者以外の家族の認知症への無理解・介護に対する無関心											

（「お役立ち帳 改訂版」 p54～56一部改変） 19

高齢者虐待を引き起こす背景・因子と考えられるもの④

	項目	例
その他	関係機関の因子 （ケアサービスの不足、ミスマッチ等のマネジメントの問題）	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯のライフスタイルに対する先入観 ・個別性を無視したニーズ設定 ・高齢者ではなく家族の意思・意向のみを重視したサービス提供 ・かかりつけ医の不在（不適切な多剤併用等を含む） ・高齢者虐待防止等に関する知識不足、虐待の容認、あきらめ等
	制度関係の因子	・高齢者や養護者にいって理解しにくい説明（疾病やサービス内容等）
	地域の因子	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の課題（家屋の老朽化、狭すぎる住環境、人通りの少ない環境等） ・近隣住民の認知症についての無理解・介護に対する無関心 ・近隣住民の高齢者虐待防止等に関する知識不足

（「お役立ち帳 改訂版」 p54～56一部改変） 20

思い、強み、パターンをつかむ

- 高齢者本人や養護者が、どのような思いと意向を持って生活をしているか？
 - ✓どのように変わってきたか？
 - ✓どのように揺らいでいるか？ ⇒揺らぐことを前提に何度も確認
- 強み(続けられていること、表現できていること)は何か？
 - ✓これらをさらに強めることで、今の状態を良くすることはできないか？ ⇒今まで「生き抜いてきた人」
- 今までも、世帯として様々な問題を解決してきている(解決しようとしてきた)はず
 - ✓どのような解決をしてきたか？
 - ✓うまくいかないパターンは？
 - ✓うまくいったパターンは？

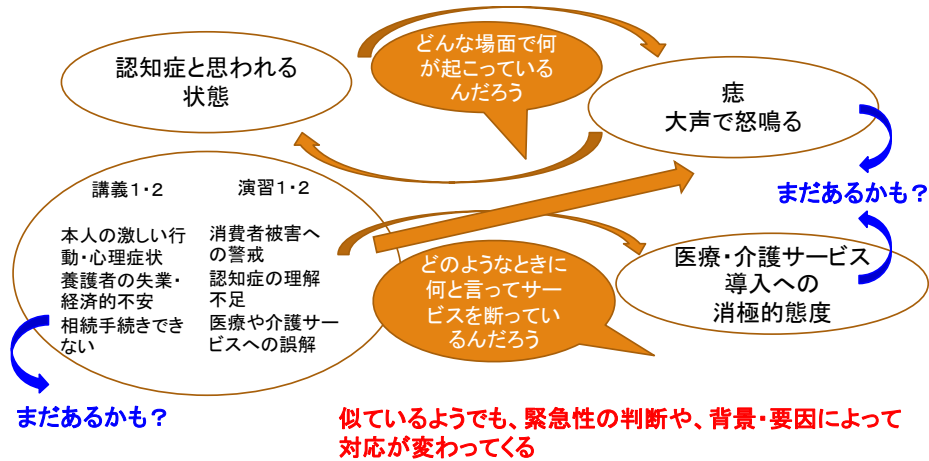
当事者、関係機関からの丁寧な聴き取りと、情報の統合・分析によって、これらをつかむことができる。

ワーク5. 個別ケース会議による見立て

ワークシート9 「事例分析シート」(p.16)の左側を確認し(「演習資料」p.9までの事例情報に、事業者からの情報が足されています)、右側を記入しましょう。

同じように見えても対応は違う

講義1、2の演習事例、演習1、2の演習事例は、世帯構成等が似ている
「母と息子が1年前から同居していて、母には認知症と思われる状態があり、近隣が
気になるサインをキャッチ」



虐待の背景・要因や強みをつかむ上での注意事項

- 社会構造の中で生じている虐待が多い
 - ・ 認知症の行動・心理症状への調整・環境整備のないままの退院
 - ・ 会社の倒産やリストラ等による失業
 - ・ ケアを必要すると人が世帯に複数出現する
 - ・ 養護者自身が疾病・障害を抱えていて、主たる介護者として介護を担うことそのものが難しい
 - ・ 今の被虐待者は、かつての加害者 など
- 虐待の背景・要因をつかむ中で、「虐待ととらえるのは可哀想」という気持ちになり、対応が養護者支援(養護者の言い分の傾聴)に特化してしまうことが多い
- 虐待ととらえ、緊急性の判断とリスク予測をして、緊急対応を行うことを、必ず優先させる

アセスメントの実際

- コアメンバーが、事実確認(面接と関係機関からの情報収集)を行う中で、話し合いながらアセスメントを深めていく方法
- 今関わっている関係機関を集めて、個別ケース会議の中でアセスメントを深めていく方法
 - ・ 個別ケース会議については、スライドNO.36～45参照

情報収集の工夫①

生活時間での実態把握と情報の整理

「安心づくり・安全探しアプローチ (AAA)」のタイムシート等

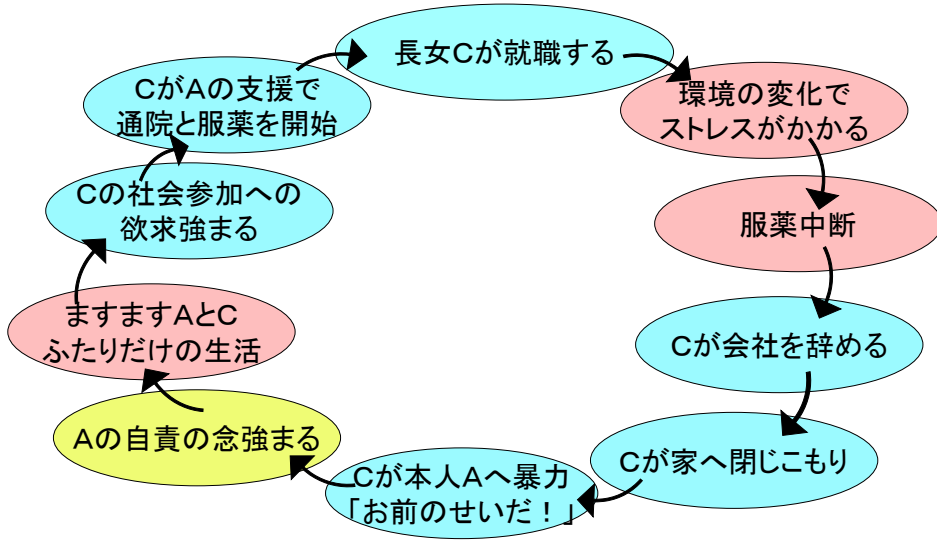
介護負担による虐待やネグレクトの事例、暴力のパターンが決まっている事例の聴き取りで有効

高齢者本人A	時	長女C(養護者)
起床 } 朝食準備・自分の朝食 通所のためにCを起こす	6時	寝ている
	7時半	起こされたことに腹を立ててA へ暴力
	.	
	.	
14時		

どこに支援が必要かを探りやすい
介護の実態が明白になる

情報収集の工夫②

繰り返されているパターンを探る



情報収集の工夫③

スペースでの生活の理解

客間	廊下	本人が寝かされている部屋
トイレ		長女の部屋
浴室		
ダイニング キッチン		

当事者が日常的にどこで生活しているのか、虐待がどこで起きているのか、スペース上の情報を整理する

終結に向けて 支援体制を整えている段階

再度！

高齢者虐待対応支援計画とは

- 高齢者の生命や身体、財産を守るために必要な対応についての計画を、**区市町村の法的責任において実施する**ために作成するもの
 - ケアマネジャーが、本人の依頼と契約に基づいて作成するケアプランとは異なる
- 「高齢者虐待対応の基本的考え方」に基づいて作成する
- **区市町村と地域包括支援センターが連携して作成する**

		区市町村	地域包括
◎：中心的な役割を担う			
○：関与することを原則とする			
△：必要に応じてバックアップする			
援助方針の決定	個別ケース会議の開催（関係機関の招集）	○	◎
	支援方針等の決定	○	◎
	支援計画の作成	△	◎

「厚生労働省マニュアル(H18)」p.91より引用

再度！

関連する条文

連携協力機関との協議による計画的支援

■支援計画は、高齢者虐待防止法 第9条第1項、第16条の具体化

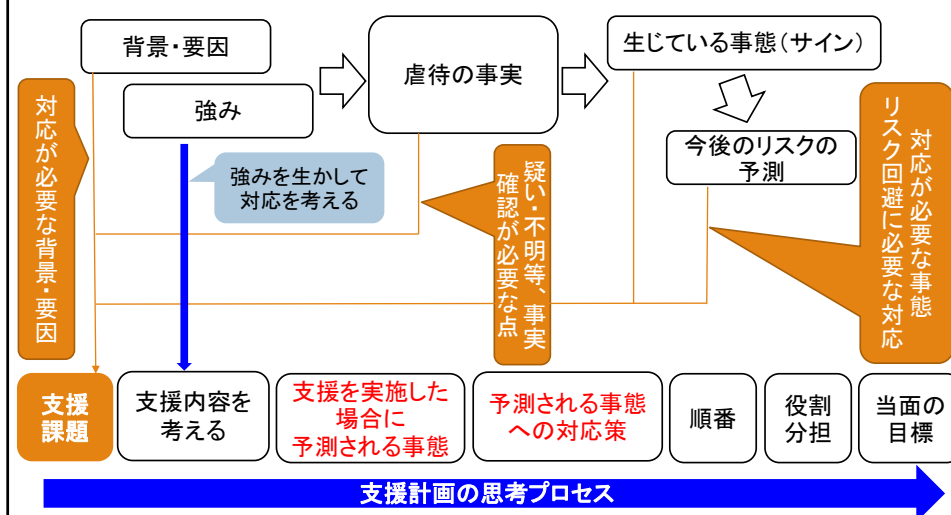
第9条第1項

市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、**第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする**

第16条

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する**支援を適切に実施するため、（・・・）地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備**しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

アセスメントから支援計画へのプロセス



支援計画の特徴

- 支援対象
 - 高齢者
 - 養護者
 - 養護者以外の親族
 - 地域住民
 - 関係機関
- 支援期間
 - もっとも優先的に解決すべき支援課題を、どのくらいの期間で解決すべきかで考える
 - 「次回のケース会議を、いつ行うべきか」と考えると、決定しやすい
- 目標
 - 具体的に何をするかという行動目標
 - 「次回のケース会議までに何をしておくか」と考えると、決定しやすい

ワーク6. 個別ケース会議による支援計画立案

ワークシート10 「課題分析&支援課題整理シート(p.18)」の下半分を記入してみましょう。
ちょうど、3週間後にサービス担当者会議が予定されているため、そこにあわせて次のケース会議を実施することになっています。これから3週間後までの支援計画を立てます。

支援計画作成の必要性

- **終結を目指した、迅速で適切な支援**が求められる
 - 生命と生活、財産を護るための、法的責任に基づいた支援
- **目標をもった、段取りや手順を踏んだ支援**が求められる
 - 段取り・順番を誤った介入を行うと、さらなる被害の拡大を招くことになる
- 関係機関と連携協働した**チームとしての支援**を行う
 - 勘違いや漏れが無いように、安心して支援が実施できるように計画を共有する
- **説明責任が果たせる支援**が求められる
 - 根拠に基づく、合議によって決定した支援であることの記録

支援計画作成に必要な視点

- **予測される事態への対応、背景要因への対応**を考える
 - 危機的状況の対処だけが続け、アセスメントに基づかない「とりあえず」の支援をしていくと、事態の悪化を招く
- 被虐待高齢者の**権利・生活を護るための対応**を考える
 - 「虐待の事実が確認されていないので対応しない」と考えず、必要な権利擁護の支援を考える
 - 権利擁護の支援の場合には、意思を尊重しながら行う
- **全体状況を俯瞰**して、必要な支援を考える
 - 一つの声だけを聴く支援にならないように…

個別ケース会議によって、これら話し合う必要がある
(虐待対応の中核)

再度！

個別ケース会議の参加メンバー

コアメンバー	高齢者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は、委託先の担当職員を含む。 事例対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
事例対応メンバー	虐待の事例に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を招集する。 メンバーは事例によって代わるが、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」を構成する各機関を中心に、「早期発見・見守りネットワーク」構成機関等の参加も検討する。
専門家チーム	虐待の事例に応じて、専門的な対応が必要な場合には「関係専門機関介入支援ネットワーク」を構成する機関の実務担当者を招集し、専門的な対応を図る。

「厚生労働省マニュアル(H18)p.57」より引用

© i-advocacynet 2018

37

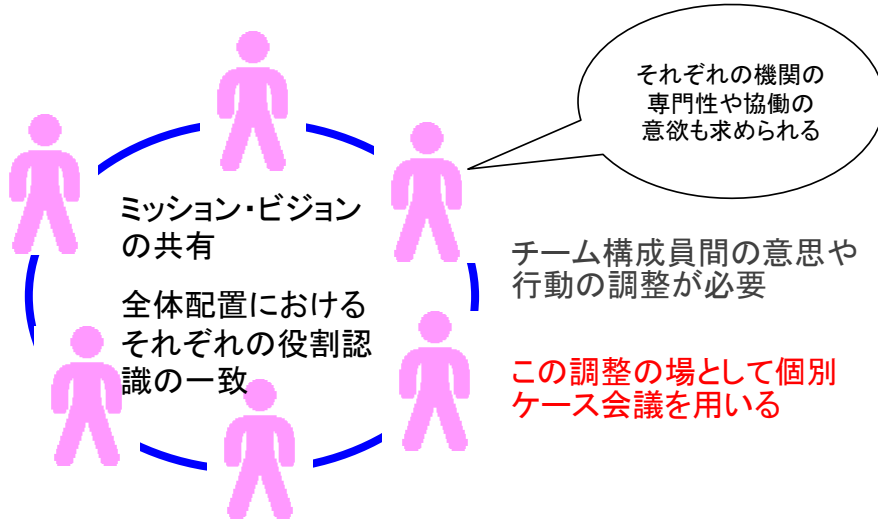
個別ケース会議開催のポイント

- 区市町村の責任において関係機関を招集する
- 招集する関係機関の考え方
 - 今、関わっている機関
 - 過去、関わっていて、高齢者や養護者についての情報を持っている機関
 - 今後、関わりが必要とされる機関
 - 専門的見解や助言を得たい機関
- ファシリテーションの手法を使うと有効に進められる
 - 通常、ファシリテーターは話し合いのプロセスにのみ関与するが、個別ケース会議の司会者は、あくまでも「高齢者虐待対応の基本的視点」に基づいて進行する

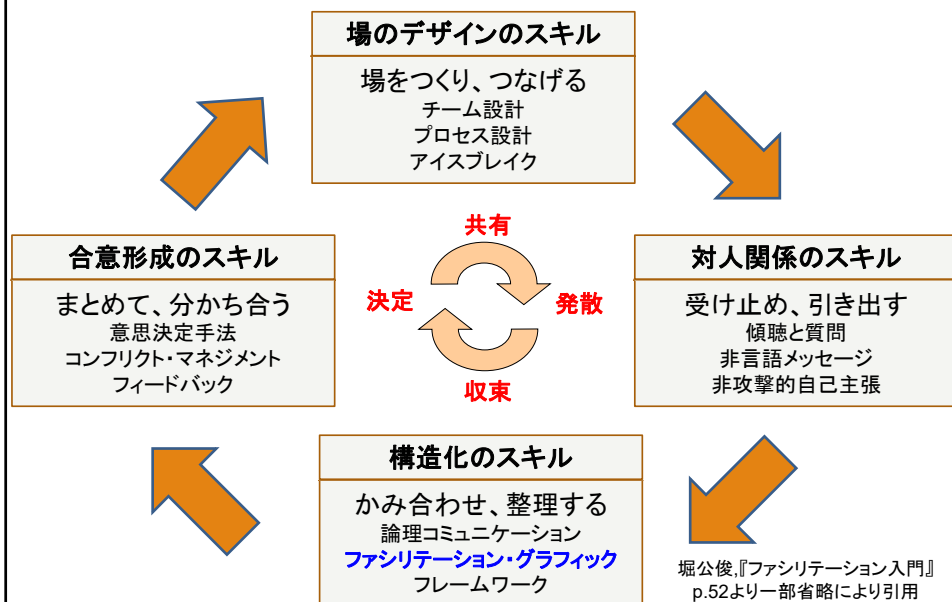
© i-advocacynet 2018

38

多職種チームアプローチの成功の鍵



問題解決型ファシリテーションの4つのスキル



会議の具体的準備①

会議の目的と検討内容の明確化

- 目的と検討内容を明らかにすると、足りない情報も見えてくる
- コアメンバー間の共通認識の確認にも役立つ

議事進行の順序と時間設定(具体的時刻)の検討

- 「場の設定」→「発散」→「構造化」→「収束」を意識
- 「見立て」と「手立て」は分けて話し合う

会議の具体的準備②

配布資料の検討

- 今の時点で分かっていること、分かっていないことを整理して伝える
- 短時間で、参加しやすい形での情報の示し方を工夫
 - 視覚化して情報を伝える
- 個人情報保護についての検討

備品準備・・・名札、時計、ホワイトボード、掲示資料

会議の具体的準備③

対立構造を生まない出席者の配置の工夫

- 気持ちよく座ってもらえて、関係づくりにもなる配置を考える
 - お互いの顔が見える配置
 - それぞれの距離が遠すぎない距離
 - 参加者にとってホワイトボードが見える位置
 - 司会者にとってもホワイトボードが見える位置

会議の締めくくり

決めなければいけないことで決まっていないことがないかを確認する

不明なこと、不安なことがないかを確認する

- 議事にはない事項で、話し合いやフォローが必要な事項が出されることがある

情報の集約先を決定する

- 不測の事態が起こることがあるが、その時の報告も含めて情報集約先を決定しておく

コアメンバー会議と個別ケース会議の 繰り返しによる組織決定

通報受付

事実確認の訪問調査

コアメンバー会議

事実確認の継続

- この時、個別ケース会議で情報収集、アセスメントを行う場合もある

コアメンバー会議

- 個別ケース会議の開催を決定し、支援計画案を作成

個別ケース会議

- アセスメントをした上で支援計画案を検討し、決定する

※この後、コアメンバー会議と個別ケース会議を繰り返しながら、支援の評価・見直しを行い、終結を目指す

支援の評価・見直しの段階

支援の評価・見直しの必要性

- 高齢者の状態確認ができないまま、あるいは支援が実施されないまま、**緊急性が見過ごされてしまう**ことがある
- どのような支援が行われているのか分からないため、**関係機関が不安**を募らせていることがある
- 実施した支援によって、**新たな支援課題が発生**していることがある
 - 例) やむを得ない事由による措置で特別養護老人ホームに入所した後、本人の状態が悪化している等
- 訴訟に備える上では、実施した支援の評価・見直しが求められる

再度！

支援の評価・見直しのポイント

- 計画した支援が実施されたか、**目的を達成しているか**について、モニタリング・評価を行い、支援を見直していく。
- 支援計画を担当したメンバーで、次の会議の最初に、評価と見直しを行うことが多い。
- 最初の個別ケース会議の際に、次のケース会議の日程(時期)を決定しておくこと、計画的に評価・見直しを行うことができる。

ワーク7. 支援の評価・見直しのワーク

「演習資料」p.12「会議での報告 その1・その2」を
もとに、初回の会議で支援計画立案をした際の5つ
の課題(①～⑤)が解消されているかどうか、話し合
ってみましょう。

また、解消されていない課題についてどのような
対応があるか、検討してみましょう。
(次のスライド記入欄に記入します)

ワーク7 記入欄

課題	解消したか
失禁の発生に、タミさんもトシヒロさんもうまく対応できていない状況	
ショートステイ利用中の「することがない状態」への、タミさんの不満	
トシヒロさんの孤立した介護	
父親(タミさんの夫)をしっかりと看取れなかったというトシヒロさんの思い	
トシヒロさんの施設サービス利用への抵抗感	

解消されていない課題についてどのような対応があるか

安全プランについて

1. 何がおきたのか、共有する
2. その問題が解消されないときの心配を明確に示し、共有する
3. 支援している側はどんな状態を求めているのか、明確に示す
4. 当事者の目標(ゴール)を示してもらう
5. 絶対譲れないラインを示し、目標を共有する
6. そして、この目標を実現するための安全計画を当事者自身に立ててもらう

参考)

「平成24～25年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業) 児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」平成26年,3月,p.17～23,子ども⇒高齢者、家族⇒養護者と改変して紹介

- 高齢者が安全計画づくりに参画していなければならない。
- 高齢者の安全を前提としない「養護者支援」は成立しない
- 「養護者支援」という枠組みが高齢者の安全から焦点が外れるのであれば、もはやそれは「養護者支援」とはいえない。
- 養護者支援とは、「高齢者の安全を守るという目的に向かって、養護者が主体的になり続けることを支援すること」、そして、そのために養護者が考えていく枠組みを提供することで、養護者の<これからのあり方>についての選択肢を増やし、対話によって構築された目標に向かって、養護者と協働すること

参考)

「平成24～25年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業) 児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」平成26年,3月,p.17～23,子ども⇒高齢者、家族⇒養護者と改変して紹介

「見守り支援」について

- 「見守り支援」は、緊急性が低い場合の対応手段。目的を明確にして行うことが求められる。
 - ・介入のきっかけをつかむための「待機」としての一時的見守り
 - ・例)被虐待高齢者本人の拒否が激しい場合に、「本人が『困りごと』を意識する場面」を「見守り」の中で待ち、それをきっかけにして支援を開始する。
 - 目標を達成するための、最も有効な「支援」としての見守り
 - ・例)介護負担が「つねる」という虐待を生んでいるような場合、今までの支援者で役割分担をして、介護ストレスを軽減するような関わりを、見守り支援の中で行うことで、虐待の解消を図る。
- モニタリング・評価を行い、虐待の解消が図られない場合には、見守り支援から介入や緊急対応に切り替える

「見守り支援」をする場合に 決めておきたいこと

- それぞれの関係機関において、以下が分かるようにしておく
 - ・誰が
 - ・何を目標に
 - ・どのように役割分担して
 - ・何を見守るのか(どのように関わるのか)
 - ・どのような状態になったら
 - ・誰に知らせるのか(どう行動するのか)
 - ・この見守り支援はいつまでか(評価日)

虐待対応の終結の段階

再度！

終結の判断のポイント

- 虐待対応が終結したのちも、必要に応じて、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務や権利擁護業務を行う。
- この場合も、最終的にはこれらの業務の終結を目指す。

虐待対応の終結は、「虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し」、判断する。

(厚生労働省マニュアル(H30).p71)

再度！

家族関係の再構築

未成年の子どもにとっての家族(成長に必要な人)と、高齢者にとっての家族(成人同士の関係)は、意味合いが違う。

- 高齢者が家族と暮らしたいと思っているかどうか、から出発する支援をしなければならない。一緒に暮らすのが良いことかどうかは、本人が決めること。
- さらに、本人の意向だけで一緒に暮らせるわけではなく、家族の意向や事情もある。
- それぞれが一緒に暮らしたいと思っても、一緒に暮らすと虐待が生じてしまうというパターンから抜け出せないこともある。
- 家族関係の再構築は、同居でなければならないというものではない。必ず目指されなければならない目標でもない。

終結を目指す必要性

- 虐待対応を継続しているということは、高齢者の権利侵害が継続しているということ
- 終結を目指すのが基本
- 集中的に対応・支援を行い、虐待対応を終結させていくことで、次の虐待対応に備えられる
- 本人への支援、養護者への支援を関係機関につないでいくこと、つなげる体制をとっていくことがポイントとなる

連携できると思われる関係機関

- 保健所・保健センター
- 配偶者暴力相談支援センター(東京ウィメンズプラザ、東京女性相談センター)
- 発達障害者支援センター(TOSCA)
- 精神保健福祉センター
- 障害者基幹相談支援センター
- 障害者虐待防止センター
- NPO・ボランティアによる介護家族支援団体
- 介護者の会・家族会
- 日本司法支援センター
- 成年後見制度推進機関
- 社会福祉協議会
- 生活困窮者相談窓口
- ハローワークによる就労支援
- 若年性認知症総合支援センター
- 自殺予防担当所管
- 障害福祉担当所管
- 生活保護担当所管

「事例分析検討委員会報告書」p.80～86を参考に一部改変

緊急対応の実際について

虐待対応と同意

- 虐待対応は、区市町村の法的責任に基づいて行うもの
 - 契約に基づくサービス提供ではない
- 被虐待高齢者の意思の尊重は求められるが、必ずしも被虐待高齢者の同意を必要とするわけではない
- 養護者には本人のことを勝手に決めてよい権限はなく(高齢者本人と養護者とは、成人と成人の関係)、養護者の同意を得る必要はない
 - 例) 被虐待高齢者が重度の認知症で、区市町村長による成年後見の申立てが必要
 - 例) 被虐待高齢者がパワレス状態で、自ら助けを求めることが困難だが、緊急保護が必要

ソフトアプローチかハードアプローチかを見極める

- 高齢者や養護者に寄り添いながら、当事者の同意を得つつ丁寧な課題解決をしていくこと(ソフトアプローチ)で、虐待が解消できる事例も多い
- しかし、養護者自身が「虐待を止めることができないような環境」に置かれていることもあり、養護者支援が有効に機能しない場合もある。緊急性の判断を行い、適切にハードアプローチ(介入型支援)を行う必要がある
- ハードアプローチによる介入を行った後も、本人への支援体制、養護者への支援体制を整えるキーコーディネートをを行い、ソフトランディングを目指す

ハードアプローチ(介入型支援) における養護者対応の基本原則①

1. 組織、機関としての対応であることを前面に出す
2. 仕組みや今後の見通し、養護者がとることができる手続きを説明する
3. 挑発に乗らない、挑発しない
4. うそや安易な気休めは言わない
5. 興奮が冷めるのを待つ、飲酒時には応接しない
6. こたわりと行動・思考パターンを読み取る
7. 虐待の確認については虐待の有無よりも具体状況の確認
8. 高齢者の思いの伝え方(「一時的に」「混乱」)

(「お役立ち帳 改訂版」p.70～78より、一部改変)

ハードアプローチ(介入型支援) における養護者対応の基本原則②

9. こう着性の打破(介入もありうることの警告) ⇒「お役立ち帳 改訂版」p.79,80
◆ 理屈の立たない拒否や先延ばしに対して、相手のペースに合わせない
10. ハードアプローチの基本的流れを理解する(1日目配付「非公開資料」p.11参照)
 - ① 介入による虐待・不適切行為の歯止めと虐待の告知・意識づけ
 - ② 対立と混乱
 - ③ 現実規範に基づく養護者の壁の体験
 - ④ 養護者の妥協と援助者のねざらい
 - ⑤ 改善条件の合意
 - ⑥ 支援の開始
11. 対立を新たな関係性への糸口ととらえる
12. 養護者の立場、生活、考えなどに配慮した具体的な改善策の実施

(「お役立ち帳 改訂版」p.70～78より、一部改変)

緊急対応の内容

- 警察への通報・相談
- 立入調査／立入調査についての警察への援助要請
- 高齢者や養護者の分離(スライドNO.67参照)
- 面会制限(スライドNO.68参照)
- 在宅サービスの措置導入
- 受診支援(入院支援) ※生活保護の医療扶助
- 介護保険制度利用支援のための職権申請
- 財産の保護(スライドNO.69参照)
- ライフラインの確保

立入調査について

- 高齢者虐待防止法11条に基づく権限行使で、立入調査証票(身分証明書)(「お役立ち帳 改訂版」p.91参照)が必要となる
- 「高齢者虐待により高齢者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき」に認められる
 - ・ 他に手段がないかの検討
- 高齢者の住所または居所へ立ち入り、必要な調査又は質問を行うことができる
 - ・ 高齢者や養護者の同意なく住居内に入っても、住居侵入罪等の罪に問われない
 - ・ 物理的な有形力の行使は認められない(ドアや窓を壊して立入ることはできない) (「お役立ち帳 改訂版」p.88、95参照)
- シミュレーションに基づく準備、適切な役割分担が求められる

再度！

分離の方法

「お役立ち帳改訂版」P.99～102参照

■ 本人の明確な意思表示に基づく分離

- 本人契約

※虐待の事実の有無とは関係なく、判断能力に低下がない本人からの依頼に基づいて対応することが可能

■ 虐待の事実や緊急性の判断に基づく行政主導での分離

□ 保護

- 老人福祉法に基づく措置(老人福祉法第11条第1項1号～3号)
 - ✓ 養護老人ホームへの措置 (第1号)
 - ✓ 特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置 (第2号)
 - ✓ 養護受託者への委託(医療機関、老健、有料老人ホームなど) (第3号)
- 各区市町村ごとに整備している「緊急一時保護」
 - ✓ 区市町村によっては、虐待の場合には応能負担の支払いにしているところもあり
- 女性相談利用によるシェルター利用(介護が必要のない女性のみ)

□ その他

- 他親族、知人、友人宅への避難、他親族の契約による施設入所、養護者の分離

67

面会制限について

- 高齢者虐待防止法13条に基づく権限行使で、高齢者虐待防止法9条1項による「やむを得ない事由による措置」等の措置をとっている場合に付随的処分で行う
- 区市町村長、および、施設長によるもの
- 措置による保護を行っている場合で、「連れ帰り」や「面会による本人の精神的苦痛、不穏」が想定されるとき、面会制限を行う
- 面会を求める養護者に「高齢者と面会する権利」はなく、区市町村には措置権、施設長には施設管理権があることによって、養護者に対抗するもの
- 解除していくことの検討が必須

財産を保護する方法

● 本人を支援して行う

- 金融機関への紛失届の提出(キャッシュカードのみにしておく等の工夫)
- 年金の振込口座の変更
- 日常生活自立支援事業利用

※本人が自分のしていることを理解できる程度の判断能力が必要

● 行政主導で行う

- 金融機関への協力依頼
- 首長申立て+審判前の保全処分申立て
 - 審判前の保全処分は後見開始等の審判に付随するもの

高齢者の財産を保全すると養護者が金融機関で騒ぐことが予想される。「金融機関に対処方法を伝えておく」あるいは「事前に養護者に告知しておく」等の対処が必要となる。

虐待対応従事者の 安心・安全の確保

- 虐待対応従事者が安心・安全に対応していける環境の整備
- 心身の健康を保てるチーム形成
- 虐待対応従事者の安全の確保を最優先と考える

ご清聴ありがとうございました
皆さまのご活躍を心より祈念しております

不安なときや迷うとき、情報や資料がほしい、
ケースを整理したいときなど、
高齢者権利擁護支援センターをご活用ください

皆さまと共に、高齢者の権利擁護を
推進してまいります

71

スライド中の略語一覧

「厚生労働省マニュアル(H18)」…厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』(平成18年4月)

「厚生労働省マニュアル(H30)」…厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』(平成30年3月改訂)

「東京都マニュアル」…東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために -東京都高齢者虐待対応マニュアル-』平成18年3月

「社会福祉士会手引き」…日本社会福祉士会『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規、2011

*「社会福祉士会手引き」は、厚生労働省マニュアルと補完するものであるという事務連絡がなされている。(厚生労働省老健局高齢者支援課平成24年4月3日事務連絡「高齢者虐待の防止に向けた取り組みについて」)

「事例分析検討委員会報告書」…東京都福祉保健局『東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書』平成25年3月

「厚生労働省平成28年度調査結果」…厚生労働省発表 平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

「東京都平成28年度調査結果」…東京都発表平成30年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果

「お役立ち帳 改訂版」…(公財)東京都福祉保健財団「区市町村職員・地域包括支援センター職員 必携 高齢者の権利擁護と虐待対応 お役立ち帳 令和2年5月改訂版」令和2年5月

区市町村…区市町村における高齢者虐待防止法所管課

地域包括支援センター…高齢者虐待対応の委託を受けた地域包括支援センター・サブセンター・在宅介護支援センター

関係機関…上記の区市町村・地域包括支援センターを除く高齢者虐待対応に関わる機関

参考文献

厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成18年4月及び平成30年3月

東京都『高齢者虐待防止に向けた体制構築のために ―東京都高齢者虐待対応マニュアル―』平成18年3月
森田ゆり『エンパワメントと人権』解放出版社,1998

大淵修一監修『高齢者虐待対応・権利擁護 実践ハンドブック』法研出版,2008

日本社会福祉士会編『市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き』中央法規,2011

東京都福祉保健局『東京都高齢者権利擁護推進事業 高齢者虐待事例分析検討委員会報告書』平成25年3月
(公社)あい権利擁護支援ネット監修『事例で学ぶ「高齢者虐待」実践対応ガイド』中央法規,2013

(福)東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「平成28年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)報告書 高齢者虐待の要因分析及び調査結果の継続的な活用・還元方法の確立に関する調査研究事業 報告書」平成29年3月

(福)東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター「平成29年度 老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)報告書 高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待防止に資する地方公共団体の体制整備の促進に関する調査研究事業 報告書」平成30年3月

(一財)長寿社会開発センター地域包括支援センター運営マニュアル2訂平成30年6月

(公社)日本社会福祉士会「平成30年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)報告書 高齢者虐待の要因分析及び高齢者虐待の再発防止に向けた効果的な取組に関する調査研究事業報告書」平成31年3月

厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」令和2年3月